

2023年度前期分授業料等免除申請について

(日本人学部学生向け)

授業料等免除申請にかかる案内を記載します。

皆さんの状況等により、必要となる手続きが異なります。

[【申請 1】\(在學生\) 昨年度より修学支援新制度を受けている学生](#)

[【申請 2】\(新入生\) 高校時代に日本学生支援機構給付奨学金の採用が決まっている学生](#)

[【申請 3】\(在學生・新入生\) R5.4.1 の時点で修学支援新制度を受けていない学生](#)

[【申請 4】\(在學生・新入生\) 徴収猶予兼修学支援事業基金による支援のみに申請予定の方](#)

※学部学生(日本人)は原則、国の修学支援新制度に申し込み、奨学生として採用される必要があります。

国の修学支援新制度：

授業料免除+給付奨学金による支援制度です。

詳細は[こちら](#)にて確認ください。

※【申請 4】の修学支援事業基金へ申請できる学生は、2020年度以降入学者のうち、国の修学支援新制度の対象外となる日本人学部学生です。

修学支援事業基金による支援：

国の修学支援新制度について、支援対象外となった学生(若干名)に対して、大学への寄附金を活用して、1人10万円を支給する奨学金制度

【申請1】昨年度より新制度支援を受けている学生

1. 継続申請書提出

2022年度後期に引き続き（国の修学支援新制度による）授業料免除を希望する方は、以下の書類について必要事項を記入の上、下記担当係へ郵送・又は窓口にて提出してください。

（1）窓口での提出期間：2023年4月5日（水）～4月24日（月）

（2）郵送での提出期限：2023年4月24日（月）（必着）

【提出書類】

- ① 認定の継続に関する申請書（A様式2）（※ダウンロード・印刷してください）
- ② 免除結果通知用封筒（長形3号（120 X 235mm）、表面に94円切手を貼付、父母等連絡先の住所・氏名、学生本人の学籍番号を記入したもの）

※郵送の場合は、必ず、レターパック・簡易書留等 配達記録が残る方法で送付してください。

※減免結果については父母等連絡先の住所へ7月下旬までに郵送にて送付します。

※あなたの家計状況によって、支援区分の見直しが実施されます。

2022年度後期の支援区分から変動が生じる可能性があることをご承知おきください。

※【修学支援事業基金による奨学金について】

国の修学支援新制度について、支援対象外となった学生（若干名）に対して、大学への寄附金を活用して、1人10万円を支給する奨学金制度となります。

経済状況や成績等を総合的に勘案の上選考を実施し、該当する方へは7月下旬をめぐりに個別に受給意思の確認等を実施します。

関連ドキュメント：[認定の継続に関する申請書（A様式2）](#)

担当係（郵送先住所）

※各自の所属キャンパスに提出ください

品川地区　：学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

越中島地区　：越中島地区事務室学生支援係

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

本件連絡先：

g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp

※☆を@に変換ください。

【申請2】 高校時代に日本学生支援機構給付奨学金の採用が決まっている学生

1. 申請書類の受取

下記担当係にて書類をお受取りください。

(日時：4/5(水)～4/24(月) 午前10時～午後4時まで)

2. 進学届の提出 (Web)

送付された進学届入力下書き用紙等を使用して WEB サイトより「進学届」を提出 (入力) してください。

<https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>

※詳細は1. で受け取った「令和4年度 給付奨学金予約奨学生採用候補者進学届 WEB 提出手続きについて」を確認ください。

3. 採用候補者決定通知【進学先提出用】・授業料免除申請書の提出

以下の書類について必要事項を記入の上、下記担当係へ郵送・又は窓口にて提出してください。

【提出期限】

- ・ 窓口での提出期間：2023年4月5日(水)～4月24日(月)
- ・ 郵送での提出期限：2023年4月24日(水)(必着)

【提出書類】

- ① 奨学金振込口座情報のわかる通帳見開きのコピー
- ② 令和5年度採用候補者決定通知【進学先提出用】
- ③ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A 様式 1)
- ④ 自宅外通学者は通学形態変更届 (兼自宅外証明書送付状) (様式 35) および自宅外通学証明書類 (アパートの賃貸借契約書や入寮許可証のコピー等)
- ⑤ 授業料免除結果通知用封筒 (長形 3 号 (120 X 235mm)、表面に 94 円切手を貼付、父母等連絡先の住所・氏名、学生本人の学籍番号を記入した

もの)

※郵送の場合は必ず、レターパック・簡易書留等 配達記録が残る方法で送付してください。

※上記書類を提出した場合、授業料の納付を 8 月末日まで猶予することが可能となります。

関連ドキュメント：[授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A 様式 1）](#)

[通学形態変更届（兼自宅外証明書送付状）（様式 35）](#)

担当係（郵送先住所）

※各自の所属キャンパスに提出ください

品川地区　：学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

越中島地区　：越中島地区事務室学生支援係

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

本件連絡先：

g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp

※ ☆を@に変換ください。

【申請3】新制度支援を受けていない学生

1. 申請書類の受取

下記担当係にて書類をお受取りください。

(日時：4/5(水)～4/24(月) 午前10時～午後4時まで)

2. スカラネット入力

1.で受け取った給付奨学金案内等を確認し、WEB サイトより給付奨学金の「申込」をしてください。 **(4/24(月) 午後5時までに)**

<https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>

3. 給付奨学金確認書等の提出

以下の書類について必要事項を記入の上、下記担当係へ**郵送・又は窓口にて提出してください。**

(1) 窓口での提出期間：2023年4月5日(水)～4月24日(月)

(2) 郵送での提出期限：2023年4月24日(月)(必着)

【提出書類】

- ① 給付奨学金確認書(兼 2019 年度以前採用給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書)(給付奨学金案内 とじ込み)
- ② 【該当者のみ】提出が必要な書類(詳細は給付奨学金案内 P.18 を参照ください)
- ③ [大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書\(A様式1\)](#)
- ④ 奨学金振込口座情報がわかる通帳の見開きページのコピー
- ⑤ 出身高校の調査書(新入生のみ)
- ⑥ 自宅外通学者は[通学形態変更届\(兼自宅外証明書送付状\)\(様式35\)](#)および自宅外通学証明書類(アパートの賃貸借契約書や入寮許可証のコピー等)
- ⑦ 免除結果通知用封筒(長形3号(120×235mm)、表面に94円切手を貼付、父母等連絡先の住所・氏名、学生本人の学籍番号を記入したもの)

※ スカラネット入力下書き用紙の送付は不要です。

※ 郵送の場合は、必ず、レターパック・簡易書留等 配達記録が残る方法で送付してください。

※ 上記書類を提出した場合、授業料の納付を8月末日まで猶予することが可能となります。

4. マイナンバーの提出書の提出（学生支援機構へ）

3の送付終了後、日本学生支援機構へ直接「マイナンバー提出書」等を送付してください。（詳細はマイナンバー提出書のセットに記載の注意書きを確認ください）

※減免結果については父母等連絡先の住所へ7月下旬までに郵送にて送付します。

※【 修学支援事業基金による奨学金について 】

国の修学支援新制度について、支援対象外となった学生(若干名)に対して、大学への寄附金を活用して、1人10万円を支給する奨学金制度となります。経済状況や成績等を総合的に勘案の上選考を実施し、該当する方へは1月下旬をめどに個別に受給意思の確認等を実施します。

関連ドキュメント：[授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）](#)

[通学形態変更届（兼自宅外証明書送付状）（様式35）](#)

担当係（郵送先住所）

※各自の所属キャンパスに提出ください

品川地区：学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

越中島地区：越中島地区事務室学生支援係

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

本件連絡先：

g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp

※☆を@に変換ください。

【申請4】修学支援事業基金による奨学金のみを希望する学生

1. 徴収猶予 兼 修学支援事業基金申請 理由書 提出

以下の書類について必要事項を記入の上、下記担当係へ郵送・又は窓口にて提出してください。

- (1) 窓口での提出期間：2023年4月5日(水)～4月24日(月)
- (2) 郵送での提出期限：2023年4月24日(水)(必着)

【提出書類】

【授業料免除申請書(独自免除)】を、下記担当係へ提出してください。

※郵送の場合は、必ず、レターパック・簡易書留等 配達記録が残る方法で送付してください。

※上記書類を提出した場合、授業料の納付を8月末日まで猶予することが可能となります。

※【修学支援事業基金による奨学金について】

国の修学支援新制度について、認定要件に該当せず支援対象外となった学生(所得が基準額に該当しない、進学までの期間が3年以上(いわゆる3浪)の者等)に対して、大学への寄附金を活用して、1人10万円を支給する奨学金制度となります。

経済状況や成績等を総合的に勘案の上選考を実施し、該当する方へは1月下旬をめどに個別に受給意思の確認等を実施します。

※修学支援事業基金への申請は、原則、国の修学支援新制度へ申請をしていることが条件となります。

国の修学支援新制度について、[こちら](#)で必ず、制度を確認の上、申請について検討をするようにしてください。

関連ドキュメント：[徴収猶予 兼 修学支援事業基金申請 理由書](#)

担当係（郵送先住所）

※各自の所属キャンパスに提出ください

品川地区　：学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

越中島地区　：越中島地区事務室学生支援係

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

本件連絡先：

g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp

※☆を@に変換ください。